

令和6年度茅ヶ崎市社会教育委員の会議臨時会

諮問

「地域学校協働活動の推進について」

補足資料



主な内容

- 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動
- 2 一体的推進のメリット
- 3 茅ヶ崎市の現状と今後の方向性
- 4 他自治体の具体的な事例



コミュニティ・スクール

学校や保護者、地域住民等が、学校運営に対して協議し、その考えを踏まえながら学校運営を進める仕組み。

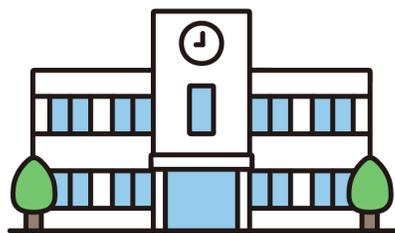
(=学校運営協議会を設置した学校)

【目的】

地域と一体となって特色ある学校づくりを推進する。

【根拠法令】

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ※努力義務



地域学校協働活動

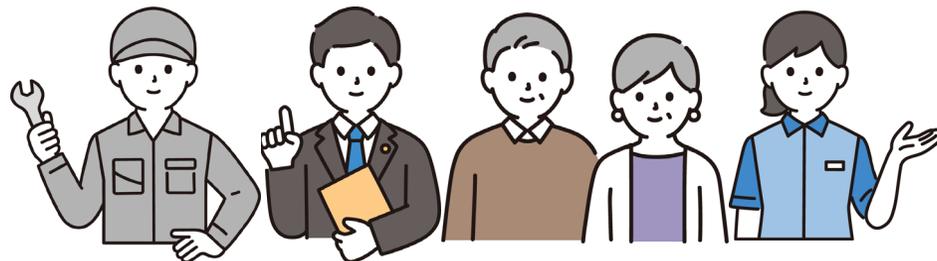
「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。

【目的】

地域の特性を生かした教育の充実や地域の課題解決を目指す。

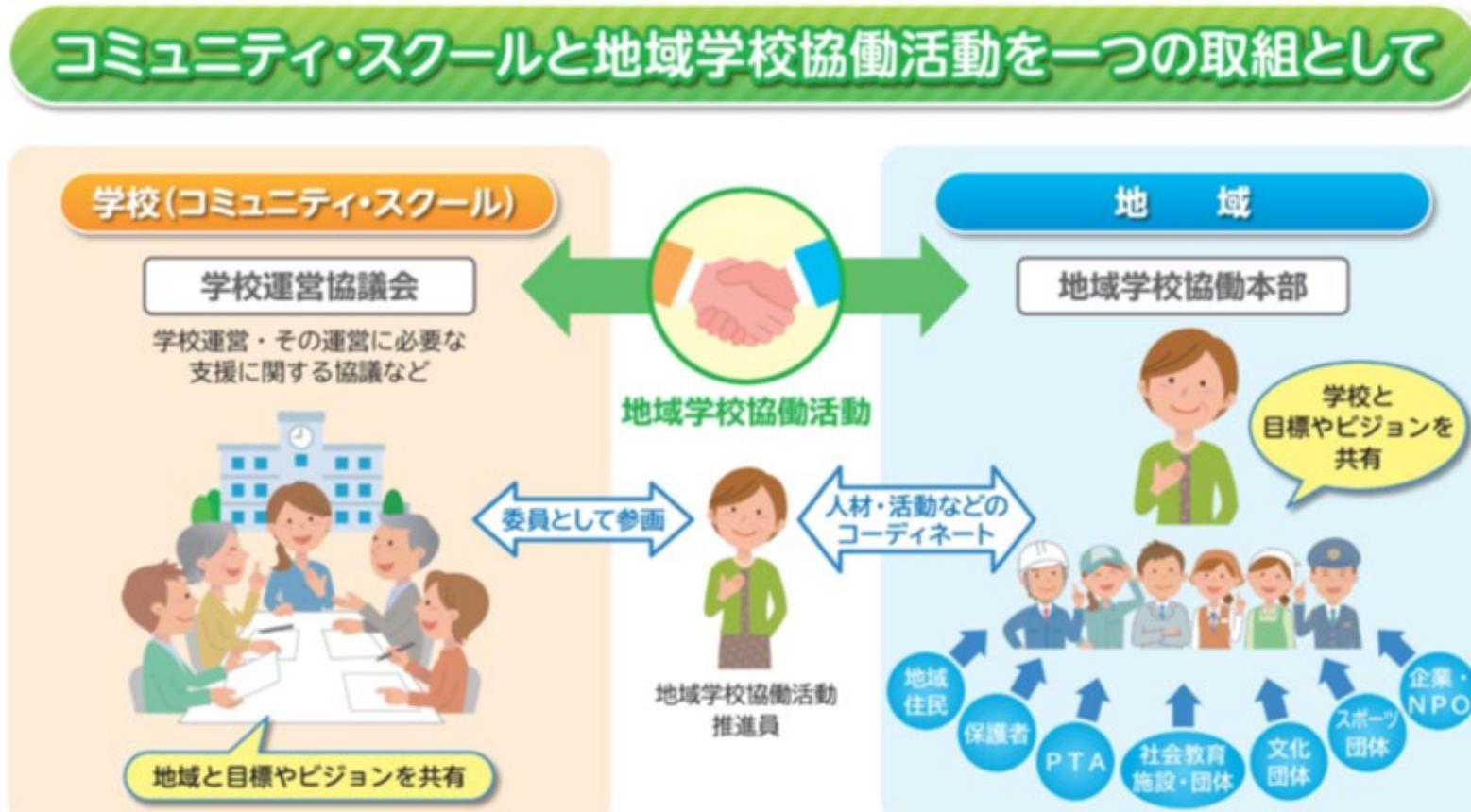
【根拠法令】

- ・社会教育法



2 一体的推進のメリット

建議書P3



【出典】：文部科学省WEBサイト
「学校と地域でつくる学びの未来」

- ✓ 多様な学びの提供による教育活動の充実
- ✓ 学校と地域の協働による地域課題の解決

3 茅ヶ崎市の現状と今後の方向性

建議書P8・11・12

教育

学校教育

コミュニティ・スクール
令和7年度中に全校設置予定

コミュニティ・スクール全校設置後
効果・課題について検証

社会教育

地域学校協働本部の設置・
地域学校協働活動推進員の委嘱
⇒現在なし

地域学校協働活動の
推進について調査・研究

現状

今後

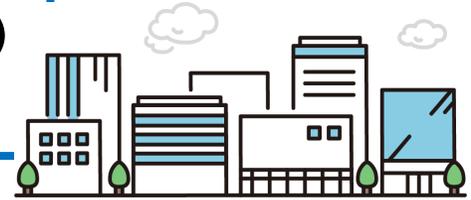
情報共有・連携

茅ヶ崎市の実情を踏まえた
地域学校協働活動の推進体制の構築

4 他自治体の具体的な事例①～鎌倉市～

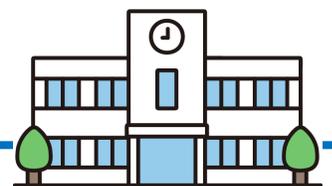
【鎌倉市の概要】

- ・人口：170,919人
- ・学校数：小学校16校、中学校9校
- ・公民館数：6館（生涯学習センター）
※公民館類似施設



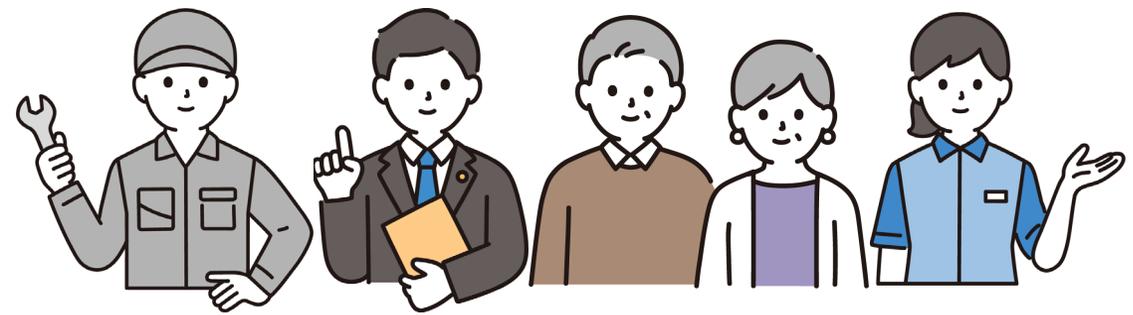
【コミュニティ・スクールの状況】

令和4年度から段階的に導入し、令和7年度までに全中学校区に設置予定。



地域学校協働活動の推進体制

- ・ コミュニティ・スクールと並行して、令和4年度から地域学校協働活動推進員の配置を開始。令和7年度までに段階的に全校に推進員を配置予定。
- ・ 推進員は学校長が推薦し、教育委員会が委嘱。
- ・ 地域学校協働活動本部の設置はなし。



4 他自治体の具体的な事例②～厚木市～

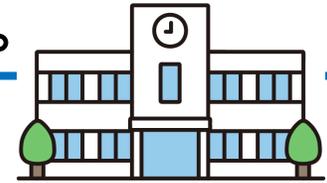
【厚木市の概要】

- ・人口：223,586人
- ・学校数：小学校24校、中学校13校
- ・公民館数：16館



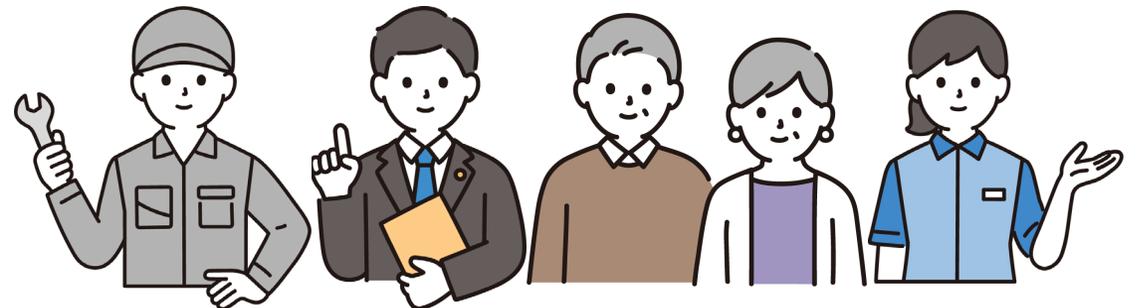
【コミュニティ・スクールの状況】

平成26年から段階的に導入し、平成30年6月からは全市立小・中学校で取組がスタート。



地域学校協働活動の推進体制

- ・令和3年度からモデル研究を開始し、モデル地区に地域学校協働活動推進員を配置。令和5年度から本格実施し、令和7年度までに段階的に全地区に展開する予定。
- ・各公民館に地域学校協働本部を設置。



4 他自治体の具体的な事例③～綾瀬市～

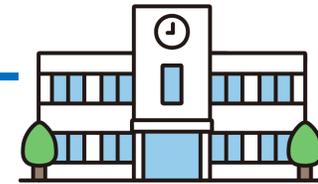
【綾瀬市の概要】

- ・人口:82,767人
- ・学校数:小学校10校、中学校5校
- ・公民館数:6館



【コミュニティ・スクールの状況】

令和4年4月から小学校10校、中学校5校の全15校が一斉にスタート。



地域学校協働活動の推進体制

- ・ 令和4年度から市立小中学校の各校に1名の地域学校協働活動推進員を配置。
- ・ 学校運営協議会委員の中から学校長が推薦し、教育委員会が委嘱。
- ・ 地域学校協働活動推進員のフォローアップ講習会や情報交換会を生涯学習課、教育指導課、中央公民館で共催。
- ・ 地域学校協働本部の設置はなし。

